

○熊本市東部堆肥センター条例施行規則〔水保全課〕

平成30年11月8日

規則第77号

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市東部堆肥センター条例（平成29年条例第41号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開場時間)

第2条 熊本市東部堆肥センター（以下「センター」という。）の開場時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休場日)

第3条 センターの休場日は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に開場し、若しくは休場することができる。

(1) 日曜日

(2) 12月31日から翌年1月3日まで

(使用許可の手続)

第4条 条例第5条第1項に規定するセンターの使用の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者は、熊本市東部堆肥センター使用許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を審査し、使用の許可をしたときは、熊本市東部堆肥センター使用許可証（以下「許可証」という。）を当該申請者に交付するものとする。

(使用許可の期間)

第5条 使用許可の期間は、許可をした日から同日の属する年度の末日までの期間のうち、必要な期間とする。

(使用許可の変更の申請)

第6条 使用者は、使用許可に係る事項に変更が生じたときは、許可証を添えて、速やかに熊本市東部堆肥センター使用許可変更申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請に相当の理由があると認め、これを許可したときは、変更後の許可証を当該申請者に交付するものとする。

(使用許可の廃止の届出)

第7条 使用者は、畜舎の廃止その他の理由によりセンターの使用を取りやめたときは、許可証を添えて、速やかに熊本市東部堆肥センター使用廃止届を市長に提出するものとする。

(使用許可の取消し等)

第8条 市長は、条例第7条の規定により使用許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用の停止を命ずるときは、熊本市東部堆肥センター使用許可取消(変更・停止)通知書を使用者に交付するものとする。

(使用料の納付方法)

第9条 条例第8条第1項に規定する使用料は、1月ごとにまとめた納入通知書により納付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認める場合は、市長が定める方法により納付させることができる。

(搬入量の計算方法)

第10条 条例第8条第1項第1号の使用料の算定の基礎となる家畜の排せつ物の搬入量は、月の初日から同月末日までに搬入された家畜の排せつ物の合計とする。

(使用料の減免)

第11条 条例第8条第2項の規定による使用料の減免を受けようとする者は、熊本市東部堆肥センター使用料減免申請書を市長に提出しなければならない。

(使用料等の還付)

第12条 条例第8条第4項ただし書の規定による使用料の還付又は条例第9条第3項ただし書の規定による手数料の還付を受けようとする者は、熊本市東部堆肥センター使用料等還付申請書を市長に提出しなければならない。

(令4規則20・一部改正)

(手数料の納付方法)

第13条 条例第9条第1項に規定する手数料は、堆肥の運搬又は運搬及び散布をセンターに依頼する際に納付するものとする。ただし、次に掲げる場合は、当該依頼に係る運搬又は運搬及び散布が終わった際に納付させることができる。

- (1) 電話等により堆肥の運搬又は運搬及び散布の依頼が行われた場合
- (2) 運搬又は運搬及び散布の依頼を受けた堆肥が大量であり、事前にこれらの実施

回数を確定することが困難である場合

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、特別の理由があると認める場合は、市長が定める方法により納付させることができる。

(令4規則20・追加)

(毀損滅失届)

第14条 センターの施設を毀損し、又は滅失した者は、熊本市東部堆肥センター施設毀損(滅失)届を市長に提出しなければならない。

(令4規則20・旧第13条繰下)

(使用者の遵守事項)

第15条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) センター内を車両で移動する際は、定められた経路その他の安全のための措置に従うこと。
- (2) センターの使用に関し、職員の指示に従うこと。

(令4規則20・旧第14条繰下)

(指定申請書に添付する書類)

第16条 条例第12条第1項に規定する規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支予算書
- (2) 当該団体の定款又は寄附行為の写し及び登記事項証明書(法人以外の団体にあつては、当該団体の目的、組織、運営等を明らかにした会則、規約その他の書類)
- (3) 当該団体の前事業年度の貸借対照表、損益計算書、利益処分に関する書類及び財産目録(これらの書類を作成する義務がないものにあつては、これらに類する書類)
- (4) 市税滞納有無調査承諾書
- (5) 都道府県労働局等が発行する労働保険料に係る納付証明書
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(令4規則20・旧第15条繰下・一部改正)

(利用料金の承認の申請)

第17条 指定管理者が利用料金の承認を受けようとするときは、市長が必要と認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(令4規則20・旧第16条繰下)

(利用料金の減免)

第18条 条例第15条第3項の規定により指定管理者が利用料金を減免できる場合は、市長が別に定める基準に該当する場合とする。

- 2 利用料金の減免を受けようとする者は、指定管理者が別に定める方法により、指定管理者に減免の申請をするものとする。

(令4規則20・旧第17条繰下・一部改正)

(利用料金の還付)

第19条 条例第15条第4項ただし書の規定により利用料金の還付を受けることができる場合は、市長が別に定める場合とする。

- 2 利用料金の還付を受けようとする者は、指定管理者が別に定める方法により、指定管理者に還付の申請をするものとする。

(令4規則20・旧第18条繰下・一部改正)

(協定に定める事項)

第20条 条例第16条第2項に規定する協定に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理業務の内容に関する事項
- (3) 事業計画に関する事項
- (4) 開場時間及び休場日に関する事項
- (5) 管理業務及び経理状況の報告等に関する事項
- (6) 事業報告書に関する事項
- (7) 本市が支払うべき管理に係る費用に関する事項
- (8) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (9) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (10) 災害時の対応に関する事項
- (11) 事故及び損害の賠償に関する事項
- (12) リスク分担に関する事項
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(令4規則20・旧第19条繰下・一部改正)

(運搬量の上限)

第21条 条例別表第3備考第1項の1回に運搬できる堆肥の容量は、3.8立方メー

トルまでとする。

(令4規則20・追加)

(書類の様式等)

第22条 この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。ただし、センターの管理を指定管理者に行わせる場合において指定管理者に提出し、又は指定管理者が交付する書類に記載すべき事項及びその様式は、指定管理者が市長の承認を得て別に定めるところによる。

2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(令4規則20・旧第20条繰下)

(雑則)

第23条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(令4規則20・旧第21条繰下)

附 則

この規則は、条例の施行の日から施行する。

附 則 (令和4年3月28日規則第20号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。